

新潟市秋葉区農業委員会 12 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 12 月 25 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 6 番 笠原 綱生

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番 佐々木 和美

7 番 阿部 信行

第 2 議事

議案第 24 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 25 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年12月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は6番笠原委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので5番・佐々木委員、7番・阿部委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第24号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 24 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 8 件、小須戸地区 5 件、筆数 97 筆、面積 87,597 m²であります。

4 ページからは利用権の更新分、新津地区 20 件、小須戸地区 8 件、筆数 127 筆、面積 116,463 m²であります。

10 ページは売買で、新津地区 1 件、小須戸地区 1 件、筆数 14 筆、面積 12,741 m²であります。

11 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、筆数 4 筆、面積 1,905 m²であります。

12 ページは中間管理事業分、新津地区 3 件、筆数 16 筆、面積 15,929 m²であります。

13 ページは新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 1 月 14 日となります。

14 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 24 号は、原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長

次に、追加議案の
議案第 25 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(鈴木主査)

追加議案第 25 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ、番号 1 をご覧ください。

譲受人 A 氏、譲渡人 B 氏、

満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請地は、畑 2 筆 227 m²です。

譲受人は妻と経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 89 a の栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足のため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、10 アール当たりの対価は 30 万円で、
移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

次に、番号 2 をご覧ください。

譲受人 C 氏、譲渡人 D 氏、

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

申請地は、田 7 筆 1,971 m²です。

本件は同居家族である現在耕作している者への贈与による所有権移転です。
このため本件は農地部会省略案件です。

次に、番号 3 及び番号 4 についてです。

譲受人が同一人であるため、一括説明とさせていただきます。

譲受人 E 氏、譲渡人 F 氏、譲渡人 G 氏、

古津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

申請地は、田 1 筆 36 m²及び畑 8 筆 539 m²です。

11 月 30 日許可案件の売買による追加申請ですが、部会等呼び出し基準
において、6 カ月以内に呼び出している場合は呼び出ししないことから部
会省略案件です。

次に、追加議案書 2 ページ、番号 5 をご覧ください。

譲受人 H 氏、譲渡人 I 氏、

水田地区の案件で、須佐推進委員の担当地区です。

申請地は、田 12 筆 10,612 m²、畑 3 筆 904 m²、計 11,516 m²です。

譲受人は認定農業者の申請のため、自身が耕作する農地として家族間で使用貸借権を設定するものです。

このため農地部会省略案件です。

最後に、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第 3 条許可申請 1 件について報告します。

追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人 A 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、同じ町内の譲渡し人から「家から近いので譲りたい。」との申し出があり、譲り受けに同意したとのことでした。

この話が具体化した時期について尋ねたところ、昨年 5 月とのことでした。

部会からは許可後は申請通り利用することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のお

り、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 25 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、

農地法第 5 条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 15 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。

新津地区 3 件、筆数 16 筆、面積 15,929 m²であります。

つづいて議案書の 17 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 9 件受理いたしました。

(鈴木主査)

20 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 3 件回答しました。

21 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

です。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

最後に 22 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 4 件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和 2 年 12 月の定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 佐々木 和 美

署名委員 阿 部 信 行